

声 明

2007年3月29日

鹿児島「中国残留日本人孤児」訴訟原告団

本日、名古屋地裁は、原告である「中国残留日本人孤児」の切なる願いをふみにじって、国家賠償請求をみとめない判決を言い渡しました。

判決は、またも「中国残留日本人孤児」を早期に帰国させるために国が果たすべき義務についての違反も、日本語も充分できず苦しい生活を余儀なくされ、養父母の墓参りにもいけない「孤児」に対する国の自立支援義務についての違反も認めませんでした。今日の名古屋地裁判決は、「孤児」の訴えを全く否定した1月30日の東京地裁判決を踏襲するものです。請求を棄却したとはいえ、国に解決に向けた努力を求めた3月23日の徳島地裁判決より裁判官の姿勢は後退しています。原告の切なる訴えに対して、司法が「横並び」で否定的な見解をとったことに怒りを覚えます。我が国の司法に正義の心は残っていないのでしょうか？

私たちは、これらの判決にくじけることなく、「中国残留日本人孤児」が「日本に帰ってきて本当によかった」と思える日がくるよう、この問題の全面的な解決にむけて、これからも、国の責任を追及し、8月8日に結審をむかえ、今秋には判決が出される鹿児島訴訟ではなんとしても勝訴の判決をかちとりたいと思います。